

自然法・自然権と科学文化

——環境権と3・11放射能汚染事故——

甲斐義幸

(1) はじめに

表題の「自然法（自然権）」は「法の中の法」とも言われ、古代ギリシアにルーツを求めることができ、古代ローマ法で初めて成文化された¹⁾。国家とその法は人間特有のもので、自然界、例えばチンパンジーやニホンザルの社会には国家や法は存在しない。自然法の考えは、国家の法がこうした人為的所作に基づくものといえども人間の自然本性に根ざすものでなければならないとする。自然本性は社会を構成する個人を基本とするが、法は社会における人間性にも関していて、人為的だから良くないとか、価値が劣るとかいつているわけではない。ただし、自然は137億年、地球や自然の生物が40億年ほどの歴史を経ているのに対して、その一端にある人類は5百万年、そして文明社会5千年の歴史において高度な文明や国家とその法を築いてきたといっても、人間の自然本性（個人の自由、平等など基本的人権）を無視してはならない。

表題の「科学文化」については、ここでは自然科学 Natural Science の役割を指しており、我々がより良く生きるための知恵として人類の文化の柱の一つであると考え。科学的認識とは自然についての人間の客観的認識全体を指す。近代科学は実験実証や数学的論理的方法による認識で成り

立っており、その意味で客観的事実に基づいた認識である。自然は奥が深く、人類は未知の世界の探求をこれまでも、これからも続けることであろう。表題にある自然法・自然権もまた人為的な人間社会における国家とその法のあり方として科学文化の埒外にあるものではないというのがここでの認識である。但し、国家とその法は上述したように自然そのものではなく人間社会の本性にからんでおり複雑で、実験実証の対象としてではなく、社会の歴史をもとに科学文化の役割として論じるものである。

筆者は長年、科学文化論 (Science and Culture) を研究のテーマの一つ（もう一つは生物物理学、特に生体高分子、タンパク質などの動的性質についての実験的研究である）として取り組んできた。多くの人にとっては科学と文化はむしろ対立的で、それを組み合わせた造語としては違和感をもっておられるかもしれない。

もともと文化とは芸術や文学、また宗教など人間の精神活動の成果を意味すると考えられている。一方、自然科学の始まりは紀元前7～6世紀に古代ギリシアで自然学の創始者タレスが「もとのものは水である」という、たった一言で人間の向こう側に自立的自然の存在を明らかにしたのが始まりである。（彼らは神などを持ち込まないこ

とから、当時は無神論とも言われたが、彼らは神を否定することを目指したのではない。後に、自然科学の代表である原子論者ローマのルクレチウスは確かに宗教を批判しているが、それは当時の恣意的宗教思想による政治支配を批判したものである。更に、科学に近い領域である技術（テクノ）は現在では科学技術として区別できない概念となっているが、西洋の中世において科学は知恵、知識を指しており、一方、技術は自然の実践的利用であり、当時、奴隷の仕事とされていたものが、社会の進展の中で両者が結びつき、現在、科学は基礎で技術はその応用という意味になっていて、科学と文化とは異なる領域のようにみえる。特に、日本ではその傾向が強く、科学の役割が技術の基礎を支えることが前提のように考えられているのは、科学の歴史に基づく、その本来の広い意味を踏まえておらず、狭隘な理解である。

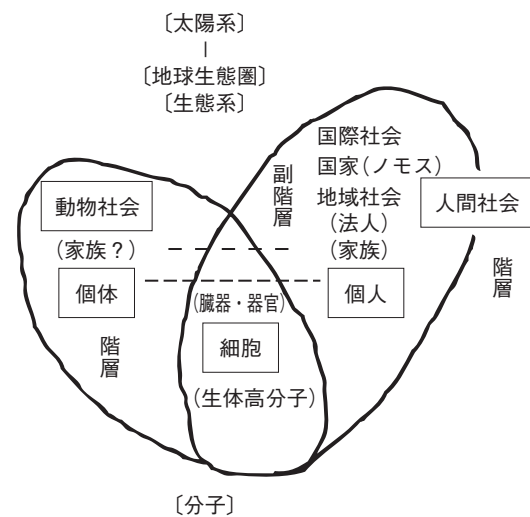
科学文化論ではこうした科学のもつ文化的意味を大事にするものであり、科学技術の社会的利用に関しても専門的知識を必要とすることはもとより、特に、一般人（生活者）の役割が中心におかれるべきであって、科学文化は生活者が将来への成熟社会をめざし、大局を見通す力として不可欠であるというのが主旨である。

こうした考えは実は最近では「文化」という概念の議論にもみられる。「文化」という言葉を辞書（例として文献²⁾『現代倫理学事典』）でみると「人々の生活様式、中でも芸術や宗教などの精神的なもの」という説明があり、その歴史的展開において、現代では「文化人類学や社会学などの社会科学にもその使用法が広がっている」としている。更に、西洋では文化という言葉は「文明」とともに「社会の進歩発展という観念」をさす言葉として使われたとして「文化は人間が、それであるべき望ましい状態とされた」と述べられている。

これは上述した科学文化論での主旨とほとんど重なり合っていると理解できる。国家社会においても科学的認識、つまり自然の本質的理解に基づいて、最善の認識により人間が人間として望ましい状態、文化的未来を築くことが重要なのである。

本論文は自然法・自然権（人権）にはそうした科学文化の認知が根底にあることを論じ、現在の高度で複雑な社会において自然法は生命倫理ともつながり、例えば、ヒトクローンやiPS細胞利用などは自然法の議論と関係する。また自然法・自然権の現在における広がり、つまり人権や人格権、更に派生的なあり方としての市民権（例えば、環境権や建築の際の日照権など）を明らかにするものである。

中でも本論文では、3・11原発事故という、これまで国内では経験したことのない放射能汚染事故について、十分な法的対応ができておらず、例えば今回の放射能汚染事故が「公害」かどうかさえ明確ではない。（ちなみに放射能汚染問題は現行の環境法では取り上げられていない）非常に深刻な、過酷事故であるにもかかわらず、議論の争



(図1) 人間・自然階層図

点も把握できず、手をこまねいているような状況がある。

もともと自然の生態系はある一定程度の汚染や破壊に対して自浄作用や回復力を備えている。地球生態圏は水や地殻、大気など非生物系と生物系を合わせた全体のシステムであり、長い目では人類もそうした生態系に同化してゆくことが生き残りの道である。しかし、放射能汚染は生態系にとっても異質のものであり、今回の原発事故による放射能汚染のような人為的行為には人間が全責任をもって対処する以外に方法はない。

従来、日本では公害は公衆衛生の問題として捉えており、環境権としての認識が薄いのは問題がある。中低レベルの放射能は発病が晩発性であることにもよるが、いまのところこの事故による放射能汚染での人体被害は報告されていない（避難時の死亡事故等はあるが）。しかし、放射能汚染により住民の自然生活環境は破壊され、汚染がひどい地区からは退去させられた。住民の環境権は保全されず（除染は一部にとどまっております、限度がある）もとの生活には二度ともどれない。しかし、その法的責任はどこにあるのか、曖昧にされたままである。（福島原発事故に対する住民の告訴に対して、2013年9月、検察は事故の刑事責任は追及できないとして不起訴とした。環境権についての認知の程度に対して、疑念を感じる）

付記、ここでは科学文化論で用いられる地球生態圏（ecosphere）を頂点とする、人間・自然階層図（図1）を示す。以下の議論の参考にしたい。

(2) 「3・11放射能汚染事故」と科学文化、「放射能は生命と相容れない」

2011年3月11日、日本は東日本大地震津波災害をうけ、東京電力福島第一原子力発電所でウラン燃料の溶融と水素爆発により、福島などで放射性物質汚染を起こした。まき散らされた放射能は77

万テラベクレル、広島原爆の約120発分に相当する。世界基準最悪のレベル7の過酷事故であった。（チェルノブイリ事故は520万テラベクレル、800発分）

事故を起こした原発は電気エネルギーを産出し、社会に供給する、公的な性格の強い産業である。もともとエネルギーは命を支える上でなくてはならないものである。今では主に二足歩行が人類と類人猿をわける物差しとなっているが、かつては人類史において石器と火の使用が人類の証とされたようにエネルギーは人類が生まれて以来、欠かすことのできないもの、生命を支えるものであることをご承知のことであろう。

現代社会では科学技術の進歩によって原子核研究がすすみ、核反応が原爆や原発など究極のエネルギー源と称して利用されてきている。日本では戦後、電力会社と政治の思惑によって安全神話のもとに50数基に及ぶ原発が稼働して産業経済振興を成し遂げた。それが、2011年3・11東日本大地震津波によって、安全神話はあっけなく崩れ、世界基準でレベル7の過酷、放射能汚染事故を起こし、汚染水問題など2年半をすぎた今もなお、原発廃炉、収束のめどさえついていない。政府としても原発の振興と「安全」を支えてきた（原子力の利用について、1955年「原子力基本法」等がある）と主張するであろうが、それが事故を防げなかったのも事実であり、東電や政府は責任をとりうともしていない。そして現政権を中心として、福島原発事故という未曾有の過酷事故を起こしてもなお原発再稼働、原発依存を続けようとしている。そこにはそうした「人間がそれであるべき科学的文化的認識」生活者の生命のあり方、環境権の認識が欠けており、労働権の問題とも絡み、日本の科学文化の理解がおそまつであることを示すもので、日本の未来を壊すものだと指摘してお

こう。

筆者は大学の学部で「資源・エネルギー論」の講義に携わってきた。講義では科学文化の立場から、エネルギーとは自然の階層を貫いている自然の本質であり、宇宙の始まりから我々の生命に至るすべての自然生成の元（地球上の、人間も含めた生命体は太陽のエネルギーによって命を支えられている。一部の細菌は硫黄資源などをエネルギー源とするが）になっていること、また現在、地球上で人間社会、特に産業や生活の歴史的展開を支えるものであることを述べてきた。経済産業省『エネルギー白書』ではほとんどが国家戦略としてのエネルギー資源の獲得を論じているのに対して、科学文化としてのエネルギー概念を身につけることの大切さを述べ、その上で化石燃料の枯渇や地球気候変動（いわゆる地球温暖化）、また原発の問題や自然エネルギーへの移行などを講義した。

講義では原発については、政治色の強い安全神話を鵜呑みにして、それを盾に地方自治体の長が東電など電力会社の裏金に近い援助を期待して原発建設を承認するやり方（原発そのものの建設の最終承認は首相である）を紹介し、3・11事故の以前から墜落事故になる前にソフトランディング（福島第一、第二原発をはじめ、古いものや問題のある原発の早急な廃炉）を目指すべきであると指摘した³⁾。その根底にあるのが「放射能は生命と相容れない」という認識、科学文化的視点である。エネルギーは人類になくてはならず命を支えるものであることは最初に述べたが、一方、その生命とは相容れない核物質をエネルギー源とすることの愚かさを理解すべきなのである。

原発は電気を作るもので、産業や生活に利用する。電気は生活・産業のエネルギーのカレンシー（通貨）である。これもよく知られているが、石

油化学製品は石油そのものを材料にする。一方、電気は、かつては水力や火力（石炭や）石油など種々の方法で電気を起こして利用した。そして科学技術の進歩により、太陽エネルギーが現在および近未来には電気を供給できる時代になっている。産業・生活のエネルギーのカレンシーとしての電気はその元（一次エネルギー）の形は原発でなくてもよい。否、原発でないほうが良いのである。何故なら、科学文化の認識で「放射能は生命と相容れない（その根拠について、一般の生活者は科学的に十分認識する必要がある。それが科学文化である。残念なことに日本では放射能は生活環境の破壊、すなわち環境破壊の問題（環境法関係）としては取り上げられていない）」のだから。現政権（たまたま3・11東日本大地震津波で失速した政権に変わって、原発促進の旧政権が復活）は今もなお原発依存、再稼働を目ろんでいることは良く知られている。それが、現在や近未来の新エネルギー時代（いわゆる太陽光発電などの自然エネルギー）への移行の「足を引っ張り」、妨げになっているとも言える。

これまで政治（旧政権と現政権により）や電力企業の思惑によって原発推進がなされ、生活者が安全神話などを鵜呑みにして科学文化の認識からは「生命と相容れないエネルギー源」を選択するというやり方が今日の放射能汚染、過酷事故を引き起こした。それはとりもなおさず、住民が自らの生活自然環境についての環境権の認識が不足しているといっても過言ではない。このままでは将来への展望はない。残念であるが現実である。

これ迄、政治はエネルギー問題を経済活動の観点からのみ捉え、原発依存に陥っている。本来は科学文化の認識のもとに国民の生活環境の維持発展を支えるためのものとして生活者が判断すべきである。現に、北欧（スウェーデンなど）では20世

紀末に議会などでの議論の末、原発依存をやめることを決めた⁴⁾。

以上、エネルギー問題に関して環境権と科学文化について論じたが、補足として、それはまた「人間労働」についての日本的な情緒的認知とも不可分ではないと考える。つまり日本人はお金のために働くという認識であり、それは労働権について無知と言わざるを得ない。賃金は労働の対価であり「労働は商品ではない」というのは自然法を取り込んだローマ法（ユスチニアヌス法典）ですでに認知されているものである。また「プロは社会との契約」という考えもある。しかし、日本ではいまだに労働権についての科学文化的認識が十分ではないと言わざるを得ない。（科学文化では、労働とは人間が何らかの技能・技術を用いて自然を改変利用する行為であるとする。従って、社会において労働は必要不可欠の行為であるが、同時に労働環境にも配慮が必要であること、更には会社の職務とはいえ、やり過ぎは自然破壊につながる）

福島第一原発事故で放射能汚染の現場で対応した労働者の中には、普段の作業より高額の賃金や出所を問わない（例えば住所不定）下請け労働の採用を目当てにかなりの数の人々が使われた（住所確認ができず、放射能汚染確認のための追跡調査不能のケースが少なからずある）と報道された。本来なら、緊急事故で放射線被曝の危険な作業にたずさわるといふ英雄的行為と評価されてもおかしくない。しかし日本人の労働のあり方のイメージとして、3・11事故では消防士の方など一部を除き、そうした評価は残念ながら皆無であった。

原発に依存している地元では現在も原発廃炉は生活できないという思いもある。しかし、もはや廃炉の未来しかないとなれば、今なにをすべき

か、早急に新たな方向を探るべきであり、政治は新たな産業を育成し（特に新エネルギー産業など）労働者をサポートすべきである。今、原発再稼働はあらゆる面で負の方策である。

日本人として命がけで事故を防ぎ、職務をはたすことで地元住民の自然生活環境の放射能汚染を絶対に起こさない、そのことで企業倫理が住民と一体化できる。残念ながら、そうした企業、労働意識は日本人にはほとんどみられない。

(3) 環境問題と自然法としての環境権

前節で放射能汚染事故の問題について述べたが、日本人は環境権（生活における自然環境に関する市民権）の概念、その科学文化的認識が十分ではない。確かに「環境法」（「環境基本法」平成5年施行）では20世紀の半ば以降の産業と都市化にともなう公害（四大公害など）に対する法的措置がとられていることは評価すべきであるが、それが環境権としての重みをどれだけ把握されているか疑問に感ずることがしばしばある。

自然法・自然権は日本国憲法にその粋、基本的人権となっている。一方、人権から派生した人格権や市民権（環境権）がある。以下、自然法の流れとしての環境権について、生態系など科学文化論を基に論じる。

市民権の一つである環境権は、歴史的には自然法・自然権の現代的展開として理解すべきである。例えば、オーストラリアでは、環境法の制定作業において、法律用語として「環境」の意味を論じるにあたって「人間中心か、自然の生態系中心か？(Is environmental law anthropocentric or ecocentric?)」という疑問が提示され、突っ込んだ議論がなされている⁵⁾。一方、日本では環境法が制定された際、恐らく科学文化に基づくような、そうした問題提起と議論にはいたっていないと思われる。

人間社会はその歴史において国家の栄枯盛衰のもとに、現在の形となり、最近では国際社会として、まるで自然とはかけ離れた政治経済関係から成り立っているかのような錯覚にとられる。しかし、人間・自然階層図で示したように、国家や国際社会はあくまでも地球生態圏の中にある間人的自然階層の一つであり、人間社会が自然との対峙なしには存在できないことは客観の事実である。環境法（環境権）について、政治経済領域のプロは科学文化に基づいた、そうした事実、自然との関わりを前提にすべきであって、それを無視するような政治家の恣意的な国家コントロールでは人々を不幸にするだけである。生活者も、特に若者はそうした認識のもとに、国や国際社会のあり方、未来を考える力が求められる。

参考までに古代ギリシアではアテネの政治に関した中心的論争として「ピュシス（自然、本性）とノモス（国の法）論争」という歴史的状況があったことを付記しておこう⁶⁾。筆者にはそれは初々しい時代でうらやましく思われる。ちなみに、そうした自然と人間の対峙の中心的役割をなしているのが労働（農業労働などは直接的であるがここでは広い意味、例えば技術労働などもある）であり、労働倫理、企業倫理は原発事故などにも関連するが、ここではとりあげない。

前節で述べたエネルギーは自然の物質生産（労働）のために不可欠の「動力」であり、製造機械など物質生産そのものではない。地球生態圏ではエネルギーはフロー（流れ、転換という。地上で利用され、滞留するものの最終的には宇宙空間に放出される。人為的な温室効果ガスの増大で一次的に流入と放出に差がでて、地球の温暖化を生じる）として利用される。一方、ここでは生態系に基本をおき、生活を支える物質（物体や分子）環境に関わるもので、エネルギーとは違い、物質循

環（リサイクル、生産と消費、廃棄）がその基本である。

もともと自然の中での人々の暮らしにおいて、地球の火山活動で亜硫酸ガスや鉱山付近のヒ素など、人体を害する自然環境があったし、また西洋では森林そのものが魔物のすみかなどとして敬遠される状況があった。（但し、古くから主観の真実としてはアイヌのカムイや北米インディアンなどトーテミズムという宗教的概念が民族文化として存在していた。後者のチーフ・シアトルは「自然は全て網の目で結ばれており、人間もその一つ。人間がその網の目を壊せば、自らも滅びる」と述べており、生態系という客観の事実を反映したのものである）土や水、大気および森林や動物などの自然環境と人間社会の関わりについては、20世紀になって（1930年代）生態系 ecosystem の概念が科学にもたらされ、生態系生態学（生態学 ecology は始めヘッケルによって提唱された）の物質循環という基本性質が知られた。地球規模では地球生態圏（ecosphere）の概念をもたらししている。現在の地球温暖化（地球気候大変動）もまた、そうした領域にある。ただし、放射能においては特異的で、放射性物質のほとんどが生態系での物質循環には組み込まれず異質であり（特に核爆弾や原発などによる放射性物質。一方、放射性炭素 C¹⁴は半減期 5 千 7 百年ほどで、宇宙線の作用で生じて大気中から植物などに吸収される）むしろ生態系を害し、我々の生活自然環境を壊すことに注意すべきである。

さて、こうした科学文化を基礎にして話を「環境」の問題にもどし、自然法の歴史的流れの一端として環境権の問題を考えてみたい。歴史的に環境権は人権（自然権）から派生する市民権に属するものと考えられる。

環境問題が社会的認識となるのは、西洋では19

世紀後半の産業革命時代であり、牧畜農村地帯は急速に都市化し、ワットの蒸気機関が動力革命をもたらした。そのエネルギー源として石炭の大量使用で20世紀半ばに英国では黒いスズメと呼ばれるような大気汚染（ロンドンスモッグ事件では死亡者約4千人）をもたらした。喘息など健康障害をもたらしたことから強く認知されるようになった。（19世紀後半の「ばい煙防止法」は企業の反対などで十分な役割を果しえなかった）当時、労働者の労働環境も劣悪で、工場法（現在の労働法）などが制定され人々の生活が見直される状況にあったこととも関連している。市民権の一つとしての環境権に基づく法（環境法）の整備は20世紀半ば以降である^{7,8,9)}。英国において、産業革命により鉱工業生産のために燃料や製鉄などで薪炭類が大規模に必要になり、山林が破壊され、大気汚染を引き起こした。前者は石炭（製鉄にはコークスを使用）に代われ、山林などは自然保護で解決されたが、逆に大気汚染はさらに深刻になり、当時、貧困な都市地区では生活環境をどう守るかが問題になった。そして英国では1875年「公衆衛生法」が制定された。それは後に「公害防止法」につながり、1990年「環境保護法」が制定、歴史的経緯の中で、市民の健康と生活の保全のための自然環境を整備することが目的であることが認識された。環境権の考えは欧州にひろがり、フランスで2005年の「環境憲章」は環境権に基づいている^{10,11)}。

日本では1960年代に4大公害裁判（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市喘息において民法、鉱業法）があった。当時はまだ環境法は未整備であり、企業の生産活動がたまたま住民の健康を害することがあれば、それを防止するという考えであり、環境権に基づくものとは別の政治的法的視線になっているように感じる。（それは

見方の問題であるが、初期には企業の活動に着目し、経済・産業活動との「調和」という文言があって、1970年のいわゆる公害国会で批判された。また私企業による水質や土、大気汚染であるのに「公害」と称するように、その基本的認識と無関係ではない）1967年には「公害対策基本法」が制定され、環境基本法の嚆矢となり、また地方の公害防止条例や廃棄物処理法がつくられた。

日本で環境権の概念が一般的に議論されるのは1970年代以降である。公害問題を経験してきた社会がより広い視野で、人間と自然（自然という単語は曖昧さをもつが、ここでは広い意味）との繋がりを、自然環境についての市民の権利として捉えようとしたものである。1992年「環境基本法」が施行された。但し、そこには「環境権」は明文化されていない。また歴史的には環境保護法は農業法関連にはじまるもので、農林業生産のための自然保護という意識は今日も行政の姿勢にあるのは注意すべきである。（先頃、EUでは近年のミツバチの大量死が、ある農薬の使用と関係するかもしれないという指摘を受けて、それを確かめるとともに予防的対策として、その該当農薬の使用禁止を決めたという。確認作業をすすめて2年後に見直すという）

環境権の対象には、化学・鉱工業生産過程での環境汚染と同時にもう一つ、それを生活で利用したあとの始末、ゴミ問題がある。では、ゴミとは一体なにか。自然界にゴミはないともいわれるし、かつてゴミといわれた新聞紙などは現在では再生紙として回収される。時にゴミ置き場から「盗難」にあうこともある。またゴミを埋め立てる場所（東京、夢の島など）の不足が大きな課題となり、山間部にゴミ処理場をつくって、自然破壊や土地の汚染を起こすとして大きな社会的問題

となった。ゴミ処理施設は現在も敬遠されるものの、最近はあまり話題にのぼらない。かつて塩素系物質、ダイオキシンなどの排出や大気汚染（光化学スモッグなど）が大きな問題となったが技術的解決がはかられた。

筆者は資源エネルギーの講義で「最悪のゴミは放射性物質であり、放射能汚染である」と説明する。それは高レベル放射能の物質が「生命と相容れない」にも関わらず、その最終処分（永久処分）の場所さえ決まっていないうし、あまりに高エネルギーの階層（レベル）の物質で人間が制御できないものを掘り出して増殖させ、まき散らそうとしている（原発事故の汚染水などの例）からである。

ここに昔の興味深い話題がある。（参考文献¹²⁾『大江戸リサイクル情報』より）江戸時代、日本は主に「植物国家であった」とし、太陽エネルギーが植物をへて人々の暮らしのほとんどを支えており、現在に比して不便だったとはいえ、ゴミは存在せず、台所のカマドで薪や炭をつかい、カマドの灰も「灰買い」が買い取り、回収して染め物や肥料、酒造や製紙（和紙の繊維を灰汁で煮た）につかったのである。高齢者なら過去に経験しているだろうが、かつて農家は牛馬や鶏のフンを堆肥として利用し、また家庭のトイレから下肥（金肥ともいわれた）を集めて（馬車に桶を積んで）肥だめのため、田畑の肥料にしていた。昔の日本で、人々は経験的な生活技術を長い時間をかけて身につけ、今で言うリサイクルシステムを都市の中でも備えていたのである。そこでは社会もまた生態系の一部であるという意味で「ゴミ」はなかったのである。

一方、放射性物質は自然の奥深い階層（素粒子・原子核階層）に位置しており、生命活動、生態系循環から遠くはなれた異質のもので、原爆や

原発の事故や原発ゴミ（高レベル放射能廃棄物の永久保存処理）は生態系の埒外にあって、人為的に放射能を下げたり無害にはできない。せいぜい人間社会から離れた場所に閉じ込めておく（永久処分）ことぐらいしかできないが、日本にはそうした場所は見当たらない。（水は放射性物質を拡散させる厄介ものである。現に福島第一原発の3・11の放射性汚染水が地下水や海洋汚染し、二年半たった今でもうまく制御できていない）3・11の過酷事故を経験した今、我々の生活自然環境、地球環境を保全するには「原発の即時、廃炉と廃棄」をする以外には解決策はないことを認識すべきである。

国家や法は環境問題について、生活者の環境権のもと、科学文化的意識を高めて、社会が混乱に陥らないようにサポートすべきである。それこそが政治のあり方であり、3・11の地震津波と原発事故による放射能汚染をうけて、故郷にもどりたくてももどれない人々をそっこのけで、現政権は原発再稼働など、科学文化的認識とは全く逆の道に国民を煽り立てていることについて、批判しておきたい。（それは政治的イデオロギーの問題ともからむが、むしろ産業経済の政策問題についての科学文化的認識の欠如がある。そうした政治に人々の幸せと、日本の未来は託せないことを若者はしっかりと認識すべきである）

（4）終わりに

以上、3・11放射能汚染、原発事故と生活者の環境権の問題について述べた。そこには科学文化についての日本の我々の認識が不十分であることが理解できたと考える。

今日、我々が「進歩」と称している現代の複雑かつ高度な社会システムで、身の回りの用品は化学製品など多種多様であり、生活自体は江戸リサイクルの時代にもどることはできないが、豊かな

暮らしを標榜するのであれば、鉱工業・製造業の技術を誇るだけでなく、人間社会もまた自然界の一部として、生態系というシステムに同化する生活環境が求められるのは当然のことである。そうした科学文化の認識が環境権の前提である。

現代社会において、人々の幸せを壊すことなく、未来社会へのよりよい展望を与えるために、国家や法は自然法としての環境権を認知し、科学文化的視野のもと、行政や法的措置を講じるべきである。しかし、今の日本では、経済的豊かさのみを視野に、安価な原発エネルギー（実際は原発の廃炉や高レベル放射性物質の永久処理、また今回の事故など、非生産的処理のために膨大な費用がかかる）で産業の世界的競争力をもたらすことで金儲けをするというイメージが強く（それにも関わらず世界一の国家財政赤字大国に陥っている！）真の豊かさにはほど遠い日本の現実がある。（原発事故で放射能汚染地区から突然、立ち退きを余儀なくされ、恐らく二度と故郷の地にもどれない人にとって、豊かで幸せな暮らしとは言えない）

再度繰り返すが、生活者の環境権を守り、今回の原発、放射能汚染事故のような過酷事故を二度と起こさないためには、即刻、すべての原発の廃炉と廃棄を行い、早急に高レベル放射性物質の永久処分を行う以外に方法はない。社会のエネルギーについては、生態系にならって太陽光エネルギーとその滞留エネルギーを早急に取り入れるしかなく、政府は新エネルギー産業や技術労働の立ち上げを支援すべきである（現政権は逆にその足を引っ張っている）。それは科学文化的認識を踏まえたものであることを理解しておくべきである。

科学文化的認識（図1参照）では、国家や社会は生態系また地球生態圏の中に位置しており、そ

こから逃れるすべはない。現在のグローバル化の時代において、政治的に他国と対立し（領土問題など）資源やエネルギーを奪い取るのではなく、人間仲間として「自然と対峙すること（敵対や対立ではない）」が不可欠である。

また人間労働（技術労働も含め、プロは社会との契約である）は自然と人間社会とを仲立ちしているものであり、より良い関係を築くための力が環境権（自然法）であり、生活者の科学文化的認識に基づいて、行政や法はそれを側面から支える役割りを担っている。国家や法はそのことをしっかりと理解し、環境権を守るべきことを環境基本法などに明文化する必要がある。

国家や法、政治こそ、人々の生活自然環境における環境権が自然法の歴史の成果であって、科学文化に基づくものであることを深く認識すべきであり、それによって成熟社会への道を開くことで、市民一人一人の生活における真の豊かさを支える役目を持っていることを理解すべきである。

<参考文献>

- 1) 甲斐論文「ローマ法大全の賃金労働契約と奴隷労働」企業研究19号（2011年）中央大学企業研
- 2) 『現代倫理学事典』大庭ほか編、弘文堂
- 3) 『廃炉時代が始った、この原発はいらない』笹野著、朝日新聞社
- 4) 『環境保護制度の基礎』勝田著、2004年、法律文化社
- 5) 『Environmental Law in Australia』D.E.Fisher, University of Queensland Press
- 6) 甲斐論文「ビュシス・ビオスとノモス」中央大学論集 第34号（2013年）
- 7) 『公害』宮本ほか著、東研出版
- 8) 『日本の環境政策』宮本憲一著、大月書店
- 9) 『公害から環境問題へ』柴田ほか著、東海大学出版会
- 10) 『環境法』阿部他編、有斐閣
- 11) 『震災・原発事故と環境法』高橋他編、民法法研究会

中 央 大 学 論 集

- 12) 『大江戸リサイクル事情』石川著, 講談社
(法学部教授・生物物理学, 科学文化論)